

議員提出議案第三号

中央区議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提出者 中央区議会議員

永	梶	小	奥	渡	山	田	堀	高	青	高	磯	押	海
井	谷	栗	村	部	本	中	田	橋	木	橋	野	田	老
佳	優	智	暁	恵	理	広	弥	ま	か	元		ま	崇
代	香	恵	子	子	恵	一	生	き	の	気	忠	子	智

中央区議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

中央区議会の個人情報保護に関する条例（令和五年三月中央区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条から第五十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例による。

（説 明）

口頭をもってします。